

調査結果報告書

令和8年2月26日

川崎町政治倫理審査会

令和7年12月15日付け川総人第45号「川崎町政治倫理審査会による調査について（依頼）」により、川崎町長（以下「町長」という。）から川崎町政治倫理条例（平成10年条例第11号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づく調査依頼があったため、川崎町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を開催し、調査した結果を報告する。

記

1. 調査の内容について

（1）調査の対象者

川崎町議会議員 松田 孝行（以下「松田議員」という。）

（2）調査の対象となる事由の該当事項

条例第17条に規定する「町の工事等に関する遵守事項」及び川崎町政治倫理条例施行規則（以下「規則」という。）第13条に規定する「実質的に経営に携わっているとみなされる企業」に該当。

（3）調査の対象となる事由の内容

令和6年度資産報告書（以下「資産等報告書」という。）によると、松田議員は、1年間の収入として、有限会社松田工業（以下「松田工業」という。）から、8,880,000円を得ている。これは規則第13条第2号に該当し、条例第17条に違反している疑いがある。

（4）調査要求の経過

令和7年12月9日、川崎町議会議長（以下「議長」という。）あてに上記内容が条例及び規則に違反している疑いがあるとして調査請求があったことから、同日、条例第12条第2項の規定に基づき、議長から町長に調査請求書が送付された。12月15日、町長から審査会に調査依頼があり、令和8年1月28日に第1回審査会を開催し、調査を開始した。

2. 調査の経過

回数	開催日時	開催場所	調査の概要
1	1月28日	庁舎入札室	調査の内容確認及び調査方法の協議
2	2月26日	庁舎入札室	調査報告書（案）の審議及びまとめ
		町長室	調査報告書の提出

3. 調査の方法

請求者から提出された調査請求書及び添付資料、松田議員から令和6年5月16日に提出された資産等報告書（以下「資産等報告書」という。）及び添付資料（以下、「報告書資料」という。）を参考として調査を行った。

4. 調査の結果

条例第17条第1項には、「町長等及び議員の配偶者、1親等又は同居の親族が代表者をしている企業又は町長等及び議員が実質的に経営に携わっているとみなされる企業は、第3条第1項第3号に規定する契約を辞退する旨の辞退届を提出しなければならない。」と規定され、規則第13条の「実質的に経営に携わっているとみなされる企業」とは、同条第2号において「町長等及び議員に年額3,000,000円以上の報酬を支払っている企業」（以下「第2号」という。）と定められている。

本調査においては、松田議員が松田工業から得た8,880,000円が第2号に該当するかを検証したのち、条例第17条の違反となるかを審議した。

資産等報告書によると、様式第2号の「1 収入、贈与及びもてなし」の「ア収入」欄に、給与として松田工業から8,880,000円を得ているが、報告書資料の「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」に添付された「所得の内訳書」には、「役員報酬」として同金額を記載している。

また、条例第3条第1項第3号に規定する「町工事の請負契約」を辞退する旨の辞退届は提出されていない。

以上のことから、松田議員が松田工業から得た収入は、規則第13条第2号に規定する「年額3,000,000円以上の報酬」に該当し、「町長等及び議員が実質的に経営に携わっているとみなされる企業」から得た報酬と解することができ、規則第13条第2号に該当していたと判断する。また、契約を辞退する旨の辞退届の提出を怠ったことから、条例第17条第1項に違反していたと判断する。

5. 審査会の意見

上記のとおり、本請求は規則第13条第2号の規定に該当し、条例第17条第1項に違反していたと判断されたが、このような状況は、条例が意図する「町民からの信頼を損なわないための適切な距離の確保」という観点から、誤解や疑念を招く可能性があると考えられる。

以上を踏まえ、本審査会としては、当該議員におかれては、今後も政治倫理条例の趣旨を十分に踏まえ、町民の皆さまからの信頼がより一層確かなものとなるよう、企業との関係性や報酬の受領の在り方について、丁寧な説明や慎重な対応に努められることが望ましいと考える。

また、本件調査請求を契機として、町の条例についても、時代の流れに即した改正を早急に検討する必要があると考える。

令和8年2月26日

川崎町政治倫理審査会

会 長	久 保	正 敏
副会長	森 坪	和 久
委 員	田 尻	律 子
委 員	谷	文 和
委 員	中 村	千 恵
委 員	澤	雅 人